

青葉丘病院 医療安全管理指針

本指針は、青葉丘病院における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について、指針を示すことにより、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

1 医療の安全管理に関する基本的な考え方

医療は、事故の発生を未然に防ぐことが原則であるが、職員が人間である以上、エラーを起こすものであると念頭において、チェック機能やシステム上での医療事故防止策（リスクマネジメント）を強化し、安全で安心な医療を提供する医療安全管理体制を構築する。

また、患者（ならびに家族）に治療上必要な情報の提供と十分な説明（インフォームドコンセント）を行い、患者（ならびに家族）が納得し自ら選択して治療に参加できる環境を整える。

2 医療安全管理のための組織に関する基本的事項

医療安全管理者を配置し、医療安全対策委員会を中心に各部門の医療安全対策委員が医療安全推進活動に組織的に取り組むものとする。

3 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全対策委員会で企画・立案した研修計画に従い、年2回以上、全ての職員を対象とした安全管理の院内研修を実施する。

研修の内容および参加実績を記録・保管する。

4 医療事故報告等の医療に係る安全の確保を目的として改善のための方策に関する基本方針

①インシデント等の報告

全ての職員に、アクシデントもしくはインシデントが起こった場合、レポートで報告することを義務付けている。

②再発防止策の実施等

医療安全対策委員会でインシデント等のレポートを分析し、再発を回避できるように安全対策を立案・実施する。

5 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は直ちに救命処置に最善を尽くし、速やかに上席者に報告し指示を仰ぐ。同時に、患者や家族に十分な情報提供を行う。

管理者（病院長）は、事故の程度により臨時の委員会を開催し、重大な医療事故については、速やかに、関係各省庁（所轄の保健所、警察）に届ける。また、厚生労働省令で定めるところの医療事故が発生した場合には、医療事故調査・支援センターに報告する。

6 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針

患者との信頼関係を得るために積極的な情報開示を行う。

本指針はホームページに公開し、また「患者さん相談窓口」（総合受付）において閲覧可能とする。

7 患者からの相談への対応に関する基本方針

当院では、患者中心の安全で質の高い医療の実現に向け、患者（ならびに家族）からの相談窓口として「患者さん相談窓口」を設置し、医療に関する相談・意見・苦情等に耳を傾け、より質の高い患者安全対策を推進する。

8 その他医療安全の推進のために必要な基本方針

全ての職員は、相互に協力し合い、医療に対する信頼性と透明性確保のために力を合わせる事が責務であると自覚し、患者に安全を保障するため自己研鑽に努める。

「医療安全管理マニュアル」は各部署に設置し、職員に周知徹底する。また、必要に応じ改定・更新するものとする。

（付則）

- 1 この指針は、平成17年12月 1日から施行する。
- 2 この指針は、平成18年 4月25日より改定する。
- 3 この指針は、平成21年 9月 1日より改定する。
- 4 この指針は、平成24年 4月24日より改定する。
- 5 この指針は、平成24年 9月25日より改定する。
- 6 この指針は、平成30年10月 1日より改定する。